

(平成21年4月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

厚生年金関係 6 件

佐賀厚生年金 事案 340

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和44年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年3月21日から同年4月1日まで

昭和43年3月に入社以来、平成20年3月21日に退職するまで一貫してA社に、営業職として勤務した。昭和44年3月、A社のB営業所（A社C事業部において一括適用）の閉鎖に伴い、4人いた同僚のうち自分ともう一人がD営業所（A社本社において一括適用）へ異動した。社会保険庁の記録ではB営業所で同年3月21日に資格を喪失し、D営業所で同年4月1日に資格を取得した記録になっており、1か月が厚生年金保険の未加入期間となっているが、厚生年金保険料も継続して控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している申立人の人事記録及び雇用保険の加入記録により、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年4月の社会保険事務所の記録から2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立人と同じ日にA社B営業所から同社D営業所に異動したとされる同僚にも、申立人と同様に厚生年金保険加入期間の欠落が生じており、事業主も届出誤りを認めていることから、事業主が昭和44年4月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年10月20日から20年8月27日まで
戦時中に徴用され、軍需工場であるA社に勤務した。社会保険庁の記録では、A社に勤務した期間について、脱退手当金が支給されたことになっていることを、10年前に初めて知った。当時、厚生年金保険に加入していたことも知らなかったため、脱退手当金のことなど知る由もなかった。終戦と同時に実家に戻った後、A社と連絡を取ったことはないし、当時、社会保険事務所に行ったこともない。

当該期間を厚生年金保険加入期間として年金を受給できる期間に訂正して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約10か月後に支給されたこととなっている。また、申立人と同時期にA社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者93名を抽出して社会保険庁の記録を確認したところ、脱退手当金の支給記録が無い者は21名であるのに対し、支給記録がある者は9名と少ない上、この9名が脱退手当金を受給したとされる年月日はいずれも被保険者資格喪失日の9か月以上後とされており、かつ、申立人及び同僚2名は、「A社から脱退手当金の説明を受けたことはない。」と供述していることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求を行ったとは考え難い。

さらに、申立人は、「A社は軍需工場だったので、終戦と同時に多くの者が退職し、自分も逃げるようにして実家に帰った。A社から退職金を受け取ったことも脱退手当金の説明を受けたこともない。退職時は17歳だったこともあり、年金の制度すら知らず、A社において厚生年金保険に加入していたという意識は無かった。」と主張しているところ、申立人と同様に徴用によりA社に勤務し、申立人と同日付けで厚生年金保険に加入し、被保険者資格の喪失日も申立人と近接している同僚2名は、「A社に勤務していた当時、厚生年金保険

に加入しているという意識はなく、脱退手当金という制度自体を知らなかった。」と供述していることを考えあわせると、申立人の主張に不自然さは無く、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

加えて、申立人と同日付けでA社において厚生年金保険に加入し、脱退手当金を受給したとされる同僚は、社会保険庁の記録上、脱退手当金の支給日において、別の事業所で厚生年金保険に加入しており、制度上支給できない時期に脱退手当金を受給したと記録されていることが確認できる上、申立人と同時期に脱退手当金の支給記録が存在する別の同僚についても、社会保険庁の記録上、脱退手当金の支給日において、別の事業所で厚生年金保険に加入していたため、社会保険庁は、平成20年2月に脱退手当金の支給要件を満たさないとして、当該同僚の脱退手当金の支給記録を取り消していることから、当時、社会保険事務所において、A社の被保険者に係る脱退手当金の事務処理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和27年10月1日に訂正し、同年10月から28年2月までの標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。また、A社本店における資格取得日に係る記録を32年2月28日に訂正し、同年2月の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。また、申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年10月1日から28年3月20日まで
② 昭和32年2月28日から同年3月1日まで

厚生年金保険被保険者記録の確認をしたところ、昭和27年10月1日から28年3月20日までの期間及び32年2月28日から同年3月1日までの期間が空白になっていることが判明した。

昭和27年10月にA社に就職して以来、57年7月に退職するまでの期間において、転勤はあったものの、継続して勤務しており、このような空白期間は納得できない。

給与明細書等はないが、当該期間について被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における人事記録及び雇用保険の記録などから判断すると、申立人が昭和27年10月1日にA社B支店に内勤試用として採用され、同年12月1日に本採用となり、57年7月12日に退職するまで継続して勤務（A社B支店から同社本店に異動）していることが確認できるとともに、同僚の厚生年金保険加入記録等により、B支店においては試用期間においても厚生年金保険に加入させる取扱いであったことが認められることから、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和 28 年 3 月の社会保険事務所の記録から 8,000 円とし、申立期間②の標準報酬月額については、32 年 3 月の社会保険事務所の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

さらに、事業主が申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格取得日を昭和 32 年 2 月 28 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 3 月 1 日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 2 月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①の標準報酬月額を10万円に訂正することが必要である。

また、申立人は申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C自動車製作所における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年11月1日から45年3月16日まで
② 昭和45年3月16日から同年4月1日まで

A社C自動車製作所(昭和45年6月1日からB社C自動車製作所)に在籍中の昭和44年11月に厚生年金保険料の標準報酬月額が6万円から10万円に改定され、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていた。しかし、社会保険庁の記録では、標準報酬月額が10万円となったのは45年4月からとなっており、それ以前の期間については6万円とされている。44年11月から45年3月までの期間についても10万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていることは、A社C自動車製作所が発行した健康保険厚生年金保険標準報酬等級改定通知及び給与明細書で確認できるので、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

また、昭和45年3月、A社の自動車エンジン開発部門の統合に伴い、A社C自動車製作所からA社D製作所(同年6月からB社D製作所)に異動となった。手帳に同年3月20日までA社C自動車製作所に出勤し、引っ越しを経て、同年3月28日からA社D製作所に出勤したことを記録している。社会保険庁の記録では、同年3月16日にA社C自動車製作所で厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年4月1日にB社D製作所で資格を取得したこととされており、申立期間②において厚生年金保険加入期間の空白が生じているが、継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人が所持しているA社C自動車製作所が発行した健康保険厚生年金保険標準報酬等級改定通知から、同社において昭和44年11月から申立人の標準報酬月額が改定されていることが確認できる。

一方、「厚生年金保険法の改正にかかる標準報酬の改定準備について」(昭和44年6月18日付け 庁文発第4927号)によると、昭和44年11月から標準報酬月額の最高等級等が引き上げられたことを受けて、当該措置に該当する者については、社会保険事務所が把握する報酬月額に基づいて標準報酬月額の改定を職権で行い、その改定後の標準報酬月額を事業主に通知するとされている。

しかし、申立人の厚生年金保険被保険者原票では、申立人の標準報酬月額は、昭和43年6月から45年2月までの間は6万円と記録されており、44年11月の改定が記録されていないことが確認できる。

このことから、社会保険事務所は昭和44年11月にその把握する報酬月額に基づく職権による標準報酬月額の改定を行い、さらに、事業主に改定の通知を行ったものの、申立人に係る標準報酬月額の記録処理がされていなかったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所は、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額(10万円)に係る改定を記録しなかったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を10万円と訂正する必要がある。

- 2 B社が保管している申立人の人事記録、雇用保険の加入記録及び申立人が所持している給与明細書により、申立人がA社(当時は、A社C自動車製作所(昭和45年6月1日からB社C自動車製作所)からA社D製作所(昭和45年6月1日からB社D製作所))に継続して勤務し、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間②の標準報酬月額については、給与明細書に記載された厚生年金保険料の控除額から10万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

佐賀厚生年金 事案 344

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月から 45 年 7 月まで

私は、申立期間においてA事業所に勤務していたが、社会保険庁の記録では当該期間について厚生年金保険加入記録が無いとされた。

A事業所は建設会社であり、B市内の工場で、作業員として鳶工の仕事に従事した。

雇用保険の被保険者情報にはA事業所での加入記録があるにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録がないことには納得できないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A事業所では当時の賃金台帳等を保存しておらず、申立人も、A事業所に係る給与明細書等の関連資料を所持していないため、申立人の申立期間に係るA事業所での保険料控除を確認することができない。

また、A事業所では「厚生年金保険に加入したすべての従業員について、加入期間、被保険者番号等を記録した事業所独自の資料を作成しており、当該記録には申立人についての記載は無い。昭和 40 年代から 50 年代にかけては季節労働者なども多く、正社員以外の大半の作業員は日給制で、全国土木建築国民健康保険の第2種被保険者として厚生年金保険の適用除外を受け、厚生年金保険の加入手続は行っていなかった。」としている。

さらに、社会保険事務所が保管するA事業所に係る申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は確認できず、同原票に欠番は無い。

加えて、申立人が記憶しているA事業所での同僚 10 名中 3 名については、

A事業所での厚生年金保険の加入記録は確認できない上、A事業所で厚生年金保険の加入記録がある別の同僚は、「A事業所では、当初臨時雇いとして5年間ないし6年間勤務した後、正社員となり厚生年金保険に加入した。」と供述しているところ、当該同僚の厚生年金保険加入は本人が記憶している入社時期よりも5年ほど遅れていることから、A事業所においてはすべての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではないと考えられる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 345

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 2 月から 43 年 11 月 1 日まで

昭和 33 年 2 月に A 社（建設業）に入社し、49 年 9 月まで勤務した。下請として、B 社をはじめ、大手建設会社のあちこちの現場事務所で工事に従事した。社会保険事務所で A 社の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、43 年 11 月 1 日から 49 年 9 月 1 日までとなっており、納得がいかない。

当然、厚生年金保険の加入があるはずであり、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社は全喪しており、事業主も死亡しているため、申立期間に係る賃金台帳等、事業主により申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料は無い上、申立人も申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたか否かを記憶しておらず、給与明細書など、厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料を所持していない。

また、社会保険事務所の記録によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 43 年 11 月 1 日である上、同僚の厚生年金保険の資格取得日も申立人と同じく同社が適用となった同年 11 月 1 日であり、それ以前に同社において申立人が厚生年金保険の資格を取得したことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、社会保険事務所の記録において申立人と同じ昭和 43 年 11 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得したとされている者 3 名に照会したところ、いずれも、「申立期間において、健康保険証を所持していた記憶は無い。」と供述している。

加えて、雇用保険の加入記録により、申立期間のうち、昭和 40 年 1 月 1 日から同年 10 月 31 日まで申立人が B 社が施工する工事に従事していたことは推認できるが、社会保険事務所が保管する B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人は記載されておらず、申立期間に係る同名簿の整理番号に欠番は無い上、B 社では、当時の状況は不明としているため、申立人に係る雇用保険加入手続の状況及び厚生年金保険料の控除の有無を確認できない。

このほか、申立人が従事したとする工事を施工していた元請事業所 C 社に係る社会保険事務所の記録においても、申立人の氏名は確認できず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月ごろから同年 12 月ごろまで
昭和 44 年 1 月ごろから同年 12 月ごろまで、A社に水道工事設備工として、日曜日を除いて8時から 17 時まで勤務した。社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険加入記録が無い旨の回答を受け取った。同僚の名前は記憶していないが、勤務していたことは間違いない。申立期間について、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は既に廃業しており、人事記録、賃金台帳等申立人の申立期間に係る在籍が確認できる資料が無い上、申立人も給与明細書等を所持していないため、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることを確認できない。

また、A社は、昭和 44 年 6 月 1 日に全喪しており、申立期間のうち、同年 6 月 1 日以降の期間は厚生年金保険の適用事業所ではない上、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の記録は確認できない。

さらに、A社は、昭和 43 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、最後に厚生年金保険に加入させた者の資格取得年月日は同年 7 月 24 日であり、申立期間に資格取得している者はいない上、商業登記簿謄本から、A社は 44 年 4 月 30 日に解散していることが確認でき、この解散について、同社事業主の子は倒産によるものであると供述していることから、当時、A社の経営状態が厳しかったことがうかがえる。

加えて、申立人は申立期間の全ての期間において、国民年金に加入し、保険料を納付している。

このほか、申立期間に係る雇用保険の加入記録も確認できず、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 347

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年1月1日から26年12月1日まで
女学校を卒業した後、父親が創業者であるA社に就職した。A社を退職して数年後、B社に就職した。昭和36年12月にB社を退職し、脱退手当金を受給した。

B社の脱退手当金を受給する際にA社の分も請求したかったのだが、社会保険事務所の事務担当者に「A社の名簿がすぐにはわからない。」と言われたので、A社の分は請求しなかった。

A社の分は受給していない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「B社退職後に脱退手当金を受給した。A社に関しては請求していない。」と供述しているが、申立人に係る脱退手当金は、オンライン記録上、B社退職後にA社とB社の期間を基礎として支給されており、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されているA社とB社の期間を支給期間とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、B社の厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和37年2月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえず、ほかに申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで
昭和 45 年 1 月 5 日に事務員としてA社C工場に入社した。46 年 6 月 1 日、同族関係にあるB社に出向となった際、加入記録が1日だけ空白になっている。出向と言っても、勤務場所は変わらず、45 年 1 月 5 日から平成元年 10 月 1 日まで一貫してA社C工場勤務していた。仕事内容は、経理や社会保険の事務であった。厚生年金保険料は控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人の同僚の供述により、申立人がA社C工場及びB社に継続して勤務し（昭和 46 年 6 月 1 日にA社C工場からB社に出向）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかし、申立人自身及び同僚の供述により、申立人はA社C工場において、社会保険事務を担当していたと考えられ、申立期間において、申立人は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 109 号）第 1 条第 1 項但書の規定により、当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合に該当すると考えられることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月から20年12月まで
② 昭和21年2月から22年10月まで

戦時中に学校を卒業し、農兵隊に1年ほど入隊した後、A社B営業所に入社した。入社当時は、16歳だったと思う。17歳の時に終戦を迎えたが、そのときも同事業所に勤務していた。同事業所はB駅内にあり、炭鉱の坑木などの積み込み作業を行っていた。終戦後、一時C社で勤務したが、すぐにA社B営業所に戻った。健康保険証や年金手帳を会社からもらったかどうかは覚えていないが、同事業所で勤務していたことは事実であり、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁におけるA社の各営業所の適用状況の記録から、申立期間当時、A社は、営業所単位で厚生年金保険に加入していたものと考えられるところ、社会保険事務所の記録では、申立人が勤務していたとするA社B営業所は、昭和25年11月に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、社会保険事務所が保管するA社B営業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の氏名の記載は無く、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業とされているA社各営業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも、申立人の氏名の記載は無い。

さらに、申立人が記憶しているA社B営業所の同僚は、申立期間において、A社B営業所及びD営業所並びにE営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名の記載は無い。

加えて、A社は現存するものの、人事記録、賃金台帳等申立人の在籍及び

厚生年金保険料の控除を確認できる資料を保管していない上、申立人も給与明細書等を所持しておらず、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。